

議案第 8 号

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次  
のように改正する。

平成31年 2 月22日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年  
逗子市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の  
規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する  
省令（平成30年厚生労働省令第15号）第25条による放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員の  
資格要件を拡大するため、改正の要あるため提案する。